

資料

新「幼稚園教育要領」に基づく保育内容（言葉）の 指導法に関する試論

— 1999年版「保育所保育指針」を子どもの発達理解の手がかりとして —

金戸清高

A study about teaching methods in childhood at the contents of 'Language'

Kiyotaka KANETO

[要約] 現行の幼稚園教育要領に新たに記載された内容の内、領域「言葉」を中心に、その指導法における留意点を確認する。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」に関連する項目の他、情報機器の活用や評価の意義についても、丁寧な説明がされている。「言葉」の領域では「言葉に対する感覚を豊かに」するために、従来の「絵本や物語など」の他、「言葉遊び」が新たに加わった。これは小学校国語科学習指導要領に加わった項目でもあることから、幼小の接続を考慮してのことが窺える。

また、幼児理解においては発達の道筋の理解が必須であるが、幼稚園教育要領には、伝統的に、子どもの発達の道筋については詳述されていない、それは「発達に関する平均や類型は、一人一人の発達を理解する際の参考に過ぎない」と説明されているが、教師としては子ども理解のための別の手がかりが必要であることは言うまでもない。その「手がかり」として、子どもの発達保障の枠組みを目的として編纂された保育所保育指針、特に1999年版の発達理解が適切な手がかりとなるに違いない。

キーワード：保育内容、言葉、発達理解、幼稚園教育要領、保育所保育指針

1. はじめに

— 満3歳児への配慮・情報機器の活用・幼児教育での評価の意義に触れつつ —

本稿の主旨は現行の幼稚園要領にて新しく加わった記載内容を、領域「言葉」を中心に、その指導法における留意点を確認していくことにあるが、多少遠回りながら、導入としてまず上記の事柄について確認しておきたい。

現行「幼稚園教育要領」(2017年告示)の前回からの大きな変更点として、「前文」として本要領の教育基本法からの位置づけについて明確にされた部分は意義深い、それよりもなお注目されているのは、第1章第2「幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」、いわゆる「10の姿」の項目が新設されたことにあるのは明白であろう。金戸(2019)も別稿にて「10の姿」と従来の5領域の関わりについて論じたところであるが、無論今回の変更は

そこばかりではない。今回幼児に対する「言葉」の指導法について考察するにあたり、細かいところからではあるが、その変更点についてまず押さえておきたい。

たとえば「第3 教育課程の役割と編成等 4 教育課程の編成上の留意事項」に以下の記載がある。

(2) 入園当初、特に、3歳児の入園については、家庭との連携を緊密にし、生活のリズムや安全面に十分配慮すること。また、満3歳児については、学年の中から入園することを考慮し、幼児が安心して幼稚園生活を過ごすことができるよう配慮すること。

(3) 幼稚園生活が幼児にとって安全なものとなるよう、教職員による協力体制の下、幼児の主体的な活動を大切にしつつ、園庭や園舎などの環境の配慮や指導の工夫を行うこと。上記下線部が新たに加えられた部分である。幼

稚園における「満3歳児保育」は、田澤(2012)によれば、「平成11年当時の文部省が翌年度の概算要求の中で、満3歳児になった段階、つまり、幼稚園に3歳の誕生日より随時就園できることを推進するために満3歳児就園を就園奨励費他の補助金の対象とした」²ことが契機となり、以後受け入れ園が増えたというが、そうした傾向を受けての満3歳児への配慮の記載といえるだろう。「安全面への配慮」もより詳細な記載がされたのも同じ理由からだと推察される。

また「第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 3. 指導計画の作成上の留意事項」の記述であるが、以下の部分が新しく加えられた。

(3) 言語に関する能力の発達と思考力等の発達が関連していることを踏まえ、幼稚園生活全体を通して、幼児の発達を踏まえた言語環境を整え、言語活動の充実を図ること。

これは言うまでもなく、「10の姿」の「(6) 思考力の芽生え」の記載を受けてのものであるが、ここでは「思考力等の発達」と「言語に関する能力の発達」との関連性が指摘されているところに留意したい。同項には更に以下の記載が加えられている。

(6) 幼児期は直接的な体験が重要であることを踏まえ、視聴覚教材やコンピュータなど情報機器を活用する際には、幼稚園生活では得難い体験を補完するなど、幼児の体験との関連を考慮すること。

これはメディア・リテラシーに関する留意点を記載したものである。浅井(2011)はこれを、「メディアについて批判的に理解し、メディアによって創造的に表現し、メディアを効果的に活用する能力」と定義し、金戸(2021)も小学校国語科教育におけるメディア・リテラシーについて考察したが、幼児期にはこの記述にあるように「直接的な体験」が重視され、情報機器はそれを「補完する」ために用いられていることは大切である。

また、今回の幼稚園教育要領の改訂を受け、「教育職員免許法施行規則」が改正され、「免許法第八に規定する単位の履修方法」に記された表にある「領域及び保育内容の指導法に関する科目」欄に記載された「保育内容の指導法」に「(情報機器及び教材の活用を含む)」が加わった。これに

ついては「教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会(第五回)」配付資料より作成された「教職課程コアカリキュラム(案)」に以下の記述があり、これを受けて当該養成機関において「再課程認定(通称)」を受けることになったのだが、ここに記された「(2) 保育内容の指導方法と保育の構想」の「到達目標」にある以下の記述「保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」は小学校以上の「各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む)」の表現に倣って記載されたものであろう。

2) 各領域の特性や幼児の体験との関連を考慮した情報機器及び教材の活用法を理解し、保育の構想に活用することができる。

小学校以上に導入された「プログラミング」や「デジタル教科書」の使いこなしに関する項目は、即幼児教育に当て嵌めることは難しく思われるが、ここの主体は幼児ではなく、教師にあることを考えれば、現代社会に求められる情報機器の使いこなしは幼稚園の先生にも当然求められる課題であることは言うまでもない。また、保育の現場で「教材」という用語に違和感を覚える者もいるだろうが、これを「保育素材」あるいは「自動文化財」と置きかえれば、絵本、紙芝居、ペープサート、パネルシアター、手袋シアター等々、幅広く当て嵌まること解る。

また「(1) 各領域のねらい及び内容」の「到達目標」に「3) 幼稚園教育における評価の考え方を理解している。」という項目があるが、これについても現行幼稚園教育要領「第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価 4 幼児理解に基づいた評価の実施」を受けてのものであることが窺える。

幼児一人一人の発達の理解に基づいた評価の実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

(1) 指導の過程を振り返りながら幼児の理解を進め、幼児一人一人のよさや可能性などを把握し、指導の改善に生かすようにすること。その際、他の幼児との比較や一定の基準に対する達成度についての評定によって捉えるものではないことに留意すること。

(2) 評価の妥当性や信頼性が高められるよう

創意工夫を行い、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、次年度又は小学校等にその内容が適切に引き継がれるようにすること。これについては文部科学省「幼児理解に基づいた評価」（2019年3月）の次の一節は留意されるべきである。

幼児の発達する姿を捉えることとそれに照らして教師の指導が適切であったかどうかを振り返り評価することの両面について行う必要があることを示しています。

一見幼児教育に「評価」という考えは馴染まないようだが、これを教師側の視点で考えれば、自身の指導の適切さを振り返るための正しい評価は不可欠なのである。

2. 「ねらい及び内容」について

以下は現行幼稚園教育要領「第2章 ねらい及び内容」の冒頭部である。

この章に示すねらいは、幼稚園教育において育みたい資質・能力を幼児の生活する姿から捉えたものであり、内容は、ねらいを達成するために指導する事項である。

旧要領において使われた「生きる力の基礎となる心情・意欲・態度」については今回新たに加えられた「前文」の他、「第1章 総則」「第2 幼稚園教育において育みたい資質・能力及び『幼児期の終わりまでに育ってほしい姿』」に移された。

幼稚園においては生きる力の基礎を育むためこの章の第1に示す幼稚園教育の基本を踏まえ、次に掲げる資質・能力を一体的に育むよう努めるものとする。

(3) 心情・意欲・態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力・人間性等」（傍線引用者）

このことは、今回の改訂がこれまでの幼児教育にて培われてきた方針の転換ではなく、発展した形で受け継がれていることを示している。幼児期の教育が「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものである」という幼児教育の基本的な理解は動かない。

また、「内容の取扱いは、幼児の発達を踏まえた指導を行うに当たって留意すべき事である」と従来は記載されなかった「内容の取扱い」につい

ての定義がなされている。

重ねて「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が、「ねらい及び内容に基づく活動全体を通して、資質・能力が育まれている幼児の幼稚園修了時の具体的な姿であることを踏まえ、指導を行う際に考慮するものとする」と記載されており、「10の姿」が到達目標ではないことへの周知がなされてもいる。

次に「言葉」に関する項目について確認する。以下は「1 ねらい (3)」であるが、下線部が新たに加わった。

日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などにしみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

これは一見すると「10の姿」の「(9) 言葉による伝え合い」に照応しているようである。

先生や友達と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。（傍線部引用者）

特に「言葉による伝え合い」の項目は、金戸（2021）が指摘したように、小学校国語科学習指導要領の「第1 目標」に謳われた、次の項目に繋がるものであることは留意されねばならない。

国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。

これを受け、「第2 各学年の目標及び内容〔第1学年及び第2学年〕」「2 内容〔知識及び技能〕」「3 イ」の項目が新しく加えられた。

長く親しまれている言葉遊びを通して、言葉の豊かさに気付くこと。

学習指導要領「解説」によればこの部分について具体的には「いろはうたやかぞえうた、しりとりやなぞなぞ、回文や折句、早口言葉、かるたなど、昔から親しまれてきたもの」また「地域に伝わる言葉遊びに触れたり、郷土のかるたで遊んだりする活動を通して地域特有の言語文化に親しむこと」が想定されている。実はそうした小学校低学年に

て扱われようとしている「言葉遊び」は、既に保育や幼児教育の場にて「言葉」の獲得のための児童文化財として親しまれて来たものなのである。先の引用「言葉に対する感覚を豊かにし」は、こうした幼小の接続が目論まれた記載でもある。そのことは以下「3 内容の取扱い」に新しく加えられた以下の部分の記述からも窺える。

(4) 幼児が生活の中で、言葉の響きやリズム、新しい言葉や表現などに触れ、これらを使う楽しさを味わえるようにすること。その際、絵本や物語に親しんだり、言葉遊びなどをしたりすることを通して、言葉が豊かになるようにすること。

ところで「内容(6)」の「あいさつ」が「挨拶」と漢字表記となったことについては、2010年における「常用漢字」の改訂によるものである。また、「子ども」の表記が漢字に改められたのは2013年のことで、同年9月19日付「日本経済新聞」に「文科省、『こども』表記を漢字に統一 公用文書で」の記事がある。¹

文部科学省はこのほど省内の公用文書の「こども」の表記を漢字書きの「子供」に統一することを決めた。／「子供」の表記は1973年の内閣訓令で、漢字表記とされた。ただ「漢字より柔らかい印象がある」として、各省庁とも漢字と平仮名の交ぜ書きの「子ども」を使う例が増えていた。／文科省は、子供と表記しても大人の「お供」のような否定的な意味はないと判断し、公用文書は漢字表記との原則を再確認。7月刊行の文部科学白書では語句を「子供」に統一した。／文化庁国語課によると「こども」という言葉は「子」の複数形として古くから使われ、江戸時代に「供」が当て字として使われるようになったという。但し「子ども」の表記は省庁によってブレがあり、「子ども」「こども」「子供」の表記は現在も統一されていない。

3. 幼児の発達理解の手がかりとしての1999年版「保育所保育指針」

幼稚園教育要領に定められた「10の姿」は、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」であり、「幼児の幼稚園修了時の具体的な姿」とされ、

これが小学校以降の所謂「到達目標」でないことが断られている。発達の個人差についての認識は保育・幼児教育では重要な課題である。特に低年齢児については月齢においても差がみられるばかりか、子どもの発達の個人差は大きい。教師はそうした子どもの「発達の課題に即した指導を行うこと」が肝要となる。「第1章 総則 幼稚園教育の基本」に言う。

幼児の発達は、心身の諸側面が相互に関連し合い、多様な経過をたどって成し遂げられていくものであること、また、幼児の生活経験がそれぞれ異なることなどを考慮して、幼児一人一人の特性に応じ、発達の課題に即した指導を行うようにすること。

しかしながら、幼稚園教育要領に記された幼児の発達の過程については、「自我が芽生え、他者の存在を意識し、自己を抑制しようとする気持ちが生まれる幼児期の発達の特性」(「第3 教育課程の役割と編成等」「3 教育課程の編成上の基本的事項」(1)より)という記述の他あまり詳述されていないのが実情である。「解説」では「第4 指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価」「2 指導画の作成上の基本的事項」「(1)発達の理解」に以下の記述がある。

発達を理解するということは、年齢ごとの平均的な発達像と比較して、その差異を理解することのように受け止められることがあるが、必ずしもそれだけではない。発達に関する平均や類型は、一人一人の発達を理解する際の参考に過ぎない。真の意味で発達を理解することは、それぞれの幼児がどのようなことに興味や関心をもってきたか、興や関心をもったものに向かって自分のもてる力をどのように発揮してきたか、友達との関係はどのように変化してきたかなど、一人一人の発達の実情を理解することである。(傍線引用者) 幼児理解のためには「発達に関する平均や類型」は「一人一人の発達を理解する際の参考に過ぎない」という記述は当にそのとおりなのだが、その「参考」として教師は子どもの発達理解のために、別の手がかりが必要であることは変わらない。

そうした「子ども理解」のための「発達」に関する知識を、嘗ての保育所保育指針は詳細に説明

してくれていたのである。保育所保育指針は「発達の保障」のための「枠組み」であるとされているのである。現行保育所保育指針「解説」の「序章 1 保育所保育指針とは何か」に以下の記述がある。

全ての子どもの最善の利益のためには、子どもの健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、各保育所が行うべき保育の内容等に関する全国共通の枠組みが必要となる。このため、一定の保育の水準を保ち、更なる向上の基点となるよう、保育所保育指針において、全ての保育所が拠るべき保育の基本的事項を定めている。

とはいえ、現行の保育所保育指針には、以前のように「子どもの発達」に関する章を設けてはいない。現行のものは「第2章 保育の内容」において「乳児」「1歳以上3歳未満児」「3歳以上児」の3段階に分けた「保育の内容」として分けられている。旧保育所保育指針、特に1999年版（以下「99年版指針」と略称する）のものは「第2章 子どもの発達」に続き、「第3章 6か月未満児」、「第4章 6か月から1歳3か月未満児」、「第5章 1歳3か月から2歳未満児」、「第6章 2歳児」、「第7章 3歳児」、「第8章 4歳児」、「第9章 5歳児」、「第10章 6歳児」と、8段階に分けた詳細な保育に関する留意事項が定められていた。これが2008年度改訂で「第2章 子どもの発達」内に「1 乳幼児期の発達の特性」に引き続き「2 発達過程」として「おおむね6か月未満」「おおむね6か月から1歳3か月未満」「おおむね1歳3か月から2歳未満」「おおむね2歳」「おおむね3歳」「おおむね4歳」「おおむね5歳」「おおむね6歳」と区分されているが、記載事項はとて少ない。これについては「解説」の「序章」「2 改定に当たっての基本的考え方」に以下の記述がある。

発達過程区分ごとの保育の内容を大括りするなど、構成や記述内容を精選しています。その上で、内容の解説や補足説明、保育を行う上での留意点、各保育所における取組の参考になる関連事項の伝達等を行うために、この解説書が作成されています。（傍線引用者）

この他筆者が当局より受けた説明によれば、旧来

「通知」されていた保育所保育指針が2008年より幼稚園教育要領と同様の「告示化」されたため、法的な用語等さまざまな制約があったという。2 保育指針の告示化は保育所が幼稚園と同等に位置づけられたものとして歓迎されたのだが、一方でこのような制約を受けることとなった。

このような過程を経て、保育所保育指針における「子どもの発達」に関する記載が「精選」された。ただ、旧保育所保育指針では上記のように「解説書」において、99年版指針並みの発達に関する記述がなされていたのが、今回の改訂においてそれが大幅に削減されたのである。これは昨今の「幼保一元化」あるいは「幼保一体型」の流れの中で幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合化がなされてきた結果とも言える。例えば2008年度版の幼稚園教育要領「第2章 ねらい及び内容」の項目は同年の保育所保育指針「第3章 保育のねらい及び内容」の「(2) 教育にかかわるねらい及び内容」とほぼ同内容である。こうした流れの中で「認定こども園」には2014年、内閣府による「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」が編纂され、2018年に改訂版が出された。このような「幼保一体」の流れの中、満3歳から「小学校入学の始期」までの子どもの保育を旨とする幼稚園は、他の施設との差別化のために特色の打ち出しに苦慮せねばならぬ境遇にある。

いずれにせよ、子どもの発達理解に関しては、99年版指針に記載された内容が今なお貴重な子ども理解の手がかりとなることは確かである。³

ここで同指針第2章および第3章の内容の構成について触れておく。まず「第2章 子どもの発達」は冒頭に乳幼児の発達の特徴について概括的に説明され、「1 子どもと大人との関係」「2 子ども自身の発達」「3 子どもの発達と生活の援助」と続く。続いて第3章から第10章までの8段階に亘る子どもの発達区分では「1 発達の主な特徴」「2 保育士の姿勢と関わり方の視点」「3 ねらい」「4 内容」「5 配慮事項」となる。特に「第7章 3歳児の保育の内容」以降は「4 内容」と「5 配慮事項」を、「基礎的事項」に引き続き「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域に亘って解説している。

次に99年版、2008年版と、乳幼児の発達区分に

「6歳児」が設定されていることについて考えておきたい。3年保育では通常3歳児を「年少」、4歳児を「年中」、5歳児を「年長」と呼称する。2008年版では先述のように「おおむね」が加えられるが、意味する対象は同じである。寡聞にして詳らかにしないが、これは例えば幼稚園教育要領が用いる「満3歳児」という使い方にならって、「6歳児」を「満6歳児」を指すものと考えておく。そうすれば99年版指針の「4歳児」は3年保育では3～4歳児となり年少と年中児、「5歳児」は4～5歳児となり年中と年長児、「6歳児」は年長児を意味することになる。

金戸(2006)は嘗て99年版指針について各年齢の項目に分けて作表し、その成長過程を可視化した。10ここでは3歳から6歳までの各年齢の「発達の主な特徴」のみを箇条書きに抜き出しておく。

3歳児

- ・話し言葉の基礎もでき、
- ・保育士との関係を中心に行動していた子どもも、一人の独立した存在として行動しようとし、自我がよりはっきりしてくる。
- ・「なぜ」「どうして」などの質問が盛んになり、ものの名称やその機能などを理解しようとする知識欲が強くなり、言葉はますます豊かになってくる。
- ・自分の行動や体験を通した現実的で具体的な範囲であれば、「こうするとこうなる」など、あらかじめ、結果について予想をすることができるようになってきて、
- ・自分のしようとするにもだんだんと意図と期待を持って行動できるようになる。
- ・簡単な話の筋も分かるようになり、話の先を予想したり、自分と同化して考えたりできるようになる。

4歳児

- ・各機能間の文化・東郷が進み、話をしながら食べるなど、異なる2種以上の行動を同時にとるようになる。
- ・見られる自分に気づき、自意識が芽生えてくる。
- ・心が人のみではなく、他の生き物、さらには、無生物にまでもあると思っている。これが子どもらしい空想力や想像力の展開にもつながる。

- ・恐れの対象は、大きな音、暗闇など物理的な現象だけでなく、オバケ、夢、一人残されることなど、想像による恐れが増してくる。

5歳児

- ・日常生活の上での基本的な習慣は、ほとんど自立し、自分自身でできるようになり
- ・内面的にも一段と成長し、今までのように大人が「いけない」というから悪いのではなく、自分なりに考えて納得のいく理由で物事の判断ができる基礎が培われてくる。
- ・また、行動を起こす前に考えることもできるようになり、
- ・自分や他人を批判する力も芽生えてきて、「ずるい」とか「おかしい」など不当に思うことを言葉で表すようになる。
- ・手伝いなども、はっきりと目的を持って行うことが多くなり、しかもその結果についても考えが及ぶようになる。
- ・好きでないことでも、少しは我慢して行い、他人の役に立つことがうれしく、誇らしく感じられるようにもなってくる。
- ・集団の中で言葉による伝達や対話の必要性は増大する。これは自分の思いや考えをうまく表現し、他人の言うことを聞く力を身につける生きた学習の場になる。
- ・言葉を主体として遊んだり、さらには共通のイメージを持って遊んだりすることもできるようになる。

6歳児

- ・心身ともに力に満ちあふれ、あれもしたい、これもしたいという自分の欲求がどんどん膨らんでくる。
- ・こうやればもっとおもしろいにちがいないという予想や見通しをたてる能力が育っている。
- ・大人のいいつけに従うよりも自分や仲間の意思を大切に、それを通そうとするようになる。
- ・仲間同士で秘密の探検ごっこなどを嬉々とする。
- ・それぞれの役割の分担が生じて、自分の好みや個性に応じた立場で行動している。
- ・集団遊びとして組織だった共同遊びが多くなり、長く続くようになってくる。
- ・各々の発案や実際の過程の観察、様々なところ

からの知識を生かして、創意工夫を重ねて、遊びが発展していくこともある。

- ・大人っぽくなったという実感が湧き、自分でも大きな子のように振る舞おうと努力するようになる。
- ・文字を書いたり、本を読んだりすることにも大いに関心を示し、何でも知ろうとして、一層知識欲が増す。言葉が達者になり、口げんかが多くなる。そして、その批判力は大人にも向けられることもある。
- ・人前で泣くことは子どもっぽいこととして恥ずかしく思って、我慢をしたりするようにもなるが、時々保育士に甘えてきて、次ががんばるためのエネルギーを補給していることもある。

無論こうした発達の道筋はあるものの、保育所保育指針、幼稚園教育要領の双方が指摘するように、＜発達の個人差＞あるいは＜個々の発達の課題＞を、保育者はよく見極めて子どもに寄り添うことが必要であることはいうまでもない。それは「言葉の獲得に関する」「領域『言葉』」においても例外ではない。とはいえ、上に挙げた「発達の主な特徴」は、年齢が上がるにつれての子どもの発達の段階がよく窺えるものとなっていることは確かである。保育所保育指針がこどもの「発達の保障」のための「枠組み」であることの所以である。先述したが、現場では「幼稚園」が次々と「認定こども園」に移行してきている今、幼児教育の存在理由が問われることとなっていくだろうが、そのことが却って「保育」と「幼児教育」を結びつける契機にもなっていくのかもしれない。保育所保育指針が99年版に体系化したこの発達の道筋は、更なる検証を経てより時代に沿うものになることを願うものである。

注

1. 因みに九州ルーテル学院大学人文学部は2007年より幼保系養成課程として「こども専攻」を開設したが、当時は「子供」表記は文科省、厚労省ともに用いておらず、「子ども」あるいは「こども」表記が一般的であったが、特に漢字が表意文字である限り、使用すれば必ず意味を持つため、「こども」表記を用いた。また「障害」もまた現在は「障がい」「しよ

うがい」と表記が揺れているが、文科省は「引き続き検討を行う」旨の説明がある。

2. 「告示」は「通知」よりも法的拘束力が強いとされる。これについては後述の、幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合化の流れとともに別稿（金戸清高・福田靖「保育内容『環境』および『言葉』に関する研究（その1）」VISIO 第33号2006年2月）に詳述した。
3. 子どもの発達理解についての手がかりとして、99年版指針の他にキリスト教系の幼保施設のために作られた「キリスト教保育指針」がある。2010年版の「新キリスト教保育指針」（キリスト教保育連盟発行）が現在のものであり、近々改訂されるというが、こちらには「第1部 キリスト教保育を考える」「Ⅲ 子どもの理解とキリスト教保育」「1 子どもの発達・成長のあらまし」で凡そ4ページに亘って子どもの発達の流れが説明されている。内容は概ね99年版指針に倣ったものとなっている。

引用文献

- 浅井和行（2011）「新学習指導要領におけるメディア・リテラシー教育の要素分析」『京都教育大学教育実践研究紀要』11, 209-218
- 金戸清高（2019）「幼児と言葉に関する試論（1）—新『幼稚園教育要領』等に新たに定められた事項に触れつつ—」『九州ルーテル学院大学紀要 VISIO』49, 43-50
- 金戸清高（2021）「小学校国語科教育の今日の課題（1）—新学習指導要領にあらわれたメディア・リテラシーへの対応について—」『九州ルーテル学院大学紀要 VISIO』51号, 19-27
- 金戸清高（2021）「小学校国語科教育における『我が国の言語文化に関する事項』の意義—『伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項』からの移行—」『九州ルーテル学院大学紀要 VISIO』52, 17-28
- 金戸清高（2006）「保育内容『言葉』に関する研究（その3）—『保育所保育指針』を手がかりとして—」『九州ルーテル学院大学紀要 VISIO』34, 37-48
- 厚生労働省（2018）「保育所保育指針解説」<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidouka-teikyoku/0000202211.pdf> 最終閲覧2022年2月23日
- 厚生労働省（1999）「保育所保育指針」https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00ta919

- 2&dataType=1&pageNo=1最終閲覧2022年
2月23日
- 文部科学省(2018)「幼稚園教育要領解説」
https://www.mext.go.jp/content/1384661_3_3.pdf 最終閲覧2022年2月23日
- 文部科学省(2010)「中央教育審議会 初等中等
教育分科会 資料3-3 障害者制度改革の推進
のための基本的な方向(第一次意見)第3
障害者制度改革の基本的方向と今後の進め
方」
[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/
chukyo/chukyo3/siryo/attach/1295933.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/siryo/attach/1295933.htm)
(最終閲覧2022年2月23日)
- 文部科学省(2017)「教職課程コアカリキュラム
の在り方に関する検討会(第五回)(6月29
日)配布資料より作成 資料5 教職課程コ
アカリキュラム(案)」
[https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/
chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afield
file/2017/07/20/1387656_08.pdf](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/002/siryo/_icsFiles/afieldfile/2017/07/20/1387656_08.pdf) (最終閲覧
2022年2月23日)
- 日本経済新聞(2013)「文科省、『こども』表記を
漢字に統一 公用文書で」9月19日 [https://
www.nikkei.com/article/DGXNASDG1902T
_Z10C13A9CR8000/](https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG1902T_Z10C13A9CR8000/) (最終閲覧2022年2月23
日)
- 田澤里喜(2011)「幼稚園における満3歳児就園
の現状と課題—都道府県の実施状況を中心
として—」『玉川大学教育学部紀要論叢』,
19-35
(受稿:2022年1月31日, 受理:2022年2月24日)

A study about teaching methods in childhood at the contents of 'Language'

Kiyotaka KANETO

This study shows teaching methods of language which is a part of contents pointed newly in the current Course of study for Kindergarten. The course of study particularly argues that the sections related to 'model of grown up hoped for the end of infant' At the same time, it explains kindly about the importance of using information instruments and evaluation along child education. In the field of language, especially it was newly pointed not only 'picture books and stories and other items' which has already been noted, but also 'word play'. In addition, this content has also been added in the current Course of study for Primary education.

Furthermore, understanding of the process of children's development is necessary for children understanding. The Course of study for Kindergarten however, is not noted traditionally about it more detail. As this implied, Baby and childcare guideline in Nursery school which is edited for the purpose of forming frame for children's development assurance and development understanding published in 1999 especially, can be appropriate clues.

Key words: Childcare, Language, Understanding development, Course of study for Kindergarten, Baby and childcare guidelines in Nursery school

